

## 公立大学法人滋賀県立大学動物実験委員会規程

平成 1 8 年 4 月 1 日  
公立大学法人滋賀県立大学規程第 7 9 号

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学における動物実験等に関する規程（以下「動物実験規程」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議または調査し、理事長に報告または助言を行う。

- (1) 動物実験計画の動物実験関係法令等および動物実験規程適合性の審査に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況および結果に関すること。
- (3) 実験動物の飼養保管施設、実験室の設置・廃止および維持管理等に関すること。
- (4) 動物実験、実験動物の適正な取扱いおよび関係法令等に関する教育訓練の内容ならびに体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他動物実験等の適正な実施に必要な事項。

### (組織)

第 3 条 委員会は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月文部科学省告示第124号)」第 3 の 3 に規定される三種のカテゴリーの委員を含む次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究を所掌する理事
  - (2) 各学部ごとに教授、准教授、講師および助教のうちから 1 人
  - (3) 事務局次長
  - (4) 動物実験に関し識見を有する本学専任教員で委員長が必要と認める者
  - (5) その他本学に所属しない者で委員長が必要と認める者
- 2 前項第 2 号、第 4 号および第 5 号に掲げる委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (委員長)

第 4 条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員長は研究を所掌する理事をもって充て、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、委員以外の者の会議への出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、事務局経営企画グループにおいて処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に滋賀県立大学動物実験委員会規程（以下「旧規程」という。）第3条第1項第1号、第2号、第4号または第5号の委員であった者が引き続き施行日において第3条第1項第2号、第3号、第5号または第6号の委員である場合における同条第2項の適用については、旧規程の規定に基づく当該委員の任期を通算する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（第3条、第4条関係）

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。（第6条関係）

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。（第6条関係）

付 則

この規程は、平成29年11月7日から施行する。（第3条関係）